

「会津若松市個人情報保護法施行条例の制定及び会津若松市情報公開 及び個人情報保護審査会条例の一部改正について」への意見募集結果

標記の件につきまして、市民意見公募（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果及びお寄せいただいたご意見に対する市の考え方をお知らせいたします。

1. 意見募集期間

令和4年9月28日（水）から令和4年10月27日（木）まで

2. 提出意見

2名の方から10件のご意見がありました。

3. 意見の内容及び市の考え方

No.	項目	意見の要旨	市の考え方
1	自己情報をコントロールする権利について	<p>個人の情報は、社会の中で個人が自己の幸福を追求して、自由と諸権利を行使しながら、一方で国民としても社会的な義務を果たして生活するための基盤であり、個々を尊重する民主政治には不可欠なものです。だから、政府や自治体はこれを最大限に尊重し、情報について本人が管理・コントロールする権利を保障することはきわめて重要だと思います。</p> <p>会津若松市においても、個人情報保護の観点からデジタル化を進める上でもしっかりと貫く立場に立っていただきたいと思います。</p>	<p>市といたしましても、市民の皆さまの自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保障することは極めて重要であると認識しております。</p> <p>また、今回の改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）においても、自己に関する情報の流れをコントロールする権利については、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を制度として一定程度保障されているところでありますが、市としても、改正法を市の自治の本旨に基づいて解釈したうえで、市独自のガイドラインの策定・共有も図りながら、市民の皆さまの権利利益の保護を図ってまいります。</p>
2	改正法の問題点・懸念事項について	<p>市長は、スーパーシティ構想、デジ田構想の説明において、「市民の個人情報は保護する」、「『オプトイン』だから情報が漏えいすることはない」と度々語っています。</p> <p>今回の改正法の施行について、国に対して自治体の長として、国とは</p>	<p>本市においては、改正法施行に伴い、現行の条例にあったオンライン結合の原則禁止規定などが無くなり、改正法や国ガイドラインによる全国共通のルールのもとで制度を運用していくこととなります。しかし、その全国共通のルー</p>

		<p>対等であるという立場から、まず改正法の問題点・懸念すべき点を指摘すべきではないでしょうか。</p> <p>結果的には、施行される法に対応させられるとしても、市民の権利を守ることについて、責任をもって意思表示をしていただきたいと願います。</p>	<p>ルをそのまま適用してしまえば、現行の条例に基づく運用よりも緩やかな基準で個人情報が利活用され、その結果、本市における個人情報の保護水準が従前よりも低下する可能性があることも懸念しているところであります。</p> <p>このような問題点については、この間、市議会へ説明するとともに、外部の有識者で構成される市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「市審査会」という。）に対しても、お示ししてきた経過にあります。</p> <p>特に、市審査会では市が指摘した問題点について議論をいただき、審査会からは、附帯意見として、改正法や国ガイドラインの不十分な点を補うため、本市における制度運用の在り方について検討していくべきとする意見が出された経過にもあります。</p> <p>市といたしましては、市審査会からの附帯意見も踏まえて、今後、本市における制度運用の在り方（以下「市ガイドライン」という。）を策定し、市民の皆さまと共有しながら、適切な制度運用を図り、市民の皆様の個人情報の保護を図っていく考えであります。</p>
3	本人の同意について	<p>改正法による問題では、とりわけ「同意」というのがくせ者です。本人の同意があれば、個人情報の利用は相当に範囲が拡大するというのが現状です。同意がなくても、「公的な理由」や「合理的な理由」と行政側が規定すると、情報の提供は可能</p>	<p>本市においては、個人情報を目的外に利用する場合は、利用目的や利用範囲を説明し、本人同意のもとで行うこととしております。</p> <p>一方、法令等に定めがあるとき、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむ</p>

		<p>だという法的な枠組みになっています。また、民間企業に対しても、利便性を得るために「同意」をしているだけで「同意」の内容は十分理解していないのが大部分でしょう。</p> <p>「同意」を得る＝オプトインだから大丈夫ということでは決してないはずで、問題は本人が同意内容をよく理解しているかどうかに係っているはずです。この点で、私は「自衛隊への適齢者の名簿提供」や「デジ田構想」のなかでも、本人が内容をよく理解した上での、個人情報提供に同意することが実現するように要望します。</p>	<p>を得ないと認められるとき、又は市民の福祉の増進又は公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を害しないと認められるときであって、市審査会の承認を得たときは、現行条例において、本人の同意を得ることは不要としております。特に、市民の福祉の増進又は公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を害しないと認められるときは、市審査会に諮問し、承認を得たうえで適切に運用してきた経過にあります。</p> <p>改正法施行後は、目的外利用や外部提供の可否について、市審査会に諮問することはできなくなりますが、どのような場合に目的外利用や外部提供を行うのかということについては、市民の皆さまに理解していただけるよう、市ガイドラインに明記し、それを公表するとともに、市審査会の専門的知見を活用することにより、個人情報の慎重な取扱いをしていきます。</p> <p>なお、本人の同意を得る場合については、本人に対しその情報の利用目的や利用範囲を分かりやすく示し、その内容についてご理解をいただきたいと考えております。</p>
4	改正法の周知や問題点・懸念事項について	<p>今回の改正法の施行について、市民によく周知されるようお願いいたします。何がどう変わり、市の個人情報保護条例のどの部分が一元化によって変わるのか、そこをしっかりと広報していただきたいと思います。</p>	<p>改正法施行後における本市の個人情報保護制度の変更点などについては、市政だよりや市ホームページ等を通じて、市民の皆さまに、適切に周知してまいります。また、シンポジウムを開催し、直</p>

		<p>市情報公開及び個人情報保護審査会は、その役割が変わるでしょうが、少なくとも今回の改正について、一元化によって生じる問題点・懸念については指摘していただき、対応策についても提言を得るべきと思います。</p>	<p>接説明する機会も設ける考えです。</p> <p>市として考える改正法の問題点については整理をしたうえで市審査会にお示しし、令和4年5月から7月までの計3回の市審査会において慎重に審議をしていただきました。</p> <p>その結果、市審査会からは、個人情報に関する案内窓口を適切に設けること、市ガイドラインを定めることなどについて、附帯意見として、提言を受けたところであります。</p>
5	改正法の懸念事項についての市議会での議論について	<p>デジタル化が進み、人口減少社会のなかでの欠如部分を補うのは必然でしょうが、そのことが、市民の暮らしにくさにつながらないように、市議会でも十分な議論をして「懸念事項」について対応策をとっていただくようお願いいたします。</p>	<p>市としては、令和4年12月市議会定例会議において、個人情報保護法施行条例案を提案し、市議会でご審議をいただく予定です。</p>
6	国に対する意見について	<p>市当局は現行条例が全廃されることにより、市民の個人情報の保護が危がまされると、今からでも国に意見すべきです。</p>	<p>今回の個人情報保護法施行条例を制定することで、現行条例は廃止され、今後は基本的には、改正法や改正法施行条例に基づき、全国的に一元化された規律に基づき、個人情報保護制度を運用していくこととなりますが、市として、適切に改正法の解釈運用を行ったうえで、市ガイドラインを制度運用の指針としながら、市民の個人情報保護を図っていく考えであります。国に対する意見については、今後の取組による成果や課題を踏まえて、必要性も含めて対応していきたいと考えております。</p>
7	国に対する	<p>市当局は国による見直しは地方自</p>	<p>今般の法改正により、地方自治</p>

	<p>申入れについて</p>	<p>治の本旨について定められた憲法第92条[地方自治の基本原則]、条例の制定が認められている同第94条[地方公共団体の権能]に違憲していると国に申し入れるべきです。</p>	<p>体に対して改正法が適用されることとなり、一元化されたルールのもとで個人情報保護制度が運用されることとなります。</p> <p>その結果、地方自治体においては、現行条例を廃止し、改正法に基づく法施行条例の制定が必要となり、条例制定権に一定の制約を受ける側面や印象があると認識しております。一方、今般の改正法においては地域の特性に応じて独自の保護措置を条例で定めることが認められているところであります。</p> <p>したがって、今般の法改正に係る国の対応については、違憲であるとまでは言えないとの認識をしております。</p>
<p>8</p>	<p>説明会について</p>	<p>国の見直しによる個人情報保護制度の後退を食い止めることができないのであれば、「市ガイドライン」や「市審査会の専門的知見の活用」をいかに効力ある、有効な組織にしていくのか、市当局は市民に直接説明する義務と責任があります。よって説明会を開催してください。</p>	<p>今回の法改正により、本市の個人情報保護水準が低下することを懸念しております。</p> <p>そのため、その対応として市のガイドラインや市審査会の活用により、現行の個人情報保護水準が低下させないことを基本的な考え方としております。</p> <p>この考え方については、開催予定の学識経験者や市民の方々によるシンポジウムにて直接説明するとともに、今後の個人情報の制度の在り方について市民の皆さまと意見交換を行う予定です。</p>
<p>9</p>	<p>検討する機会について</p>	<p>直接市民の意見を聴き、市行政と市民が共に個人情報保護制度の在り方を検討する機会を継続的に持つべきです。</p>	<p>上記のシンポジウムで直接意見をお聞きするほか、市ホームページにて受付窓口を明確にすることを考えております。</p> <p>こうした機会を継続的に持つこ</p>

			<p>とにつきましては、有意義であると認識しておりますが、今後開催するシンポジウムでの成果や課題を踏まえながら検討していきたいと考えております。</p>
10	個人情報保護への認識について	<p>今は、会津若松市が地方自治の自主性と自立性を存続できるかどうか、市当局が地方行政として住民市民の個人情報を守ろうとする気概と矜持を保つことができるか否かが強く問われています。</p> <p>本市はデジタル田園都市国家構想区域に指定され、全国から注目されています。デジタル改革関連法による改革において住民の基本的な人権である個人情報を、主体的に適切に保護する地方自治体を目指していくことを、強く要望いたします。</p>	<p>個人情報の保護は、市民主体のまちづくりを進めていくうえで、重要な基盤をなすものであります。そのため市としては、市の自治の本旨に基づいて改正法を適切に解釈するとともに、市のガイドラインと市審査会を基軸に、市独自の運用を図っていくことで、現行の個人情報保護水準を低下させることなく、市民の皆さまの個人情報の適切な保護を図ってまいります。</p>